



内閣府

# 地方創生における地方分権改革の取組

内閣府地方分権改革推進室

平成 26 年 10 月

# 地方創生における地方分権改革の位置付けと取組の状況

## 地方創生の基盤となる地方分権改革

- 地方分権改革は、地方の自主性・自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を活かし、地域の特性に即した課題の解決を図ることができる枠組みづくりを行うもの。  
⇒ この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ

## 地方分権改革の提案募集方式における地方創生に向けた取組

- 本年から、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し))を募る「提案募集方式」を導入。  
〈126団体953件の提案あり〉
- 地方からの改革提案のうち、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの」等を重点事項とし、地方分権改革有識者会議の下の提案募集検討専門部会で、本年8月以降集中的に議論。  
〈これまで、地方からのヒアリングを22時間程度、各府省からのヒアリングを35時間程度実施〉
- 各府省の縦割りを排し、地方の個性を尊重し、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、今後各府省との調整をさらに強力に進め、10月下旬に中間とりまとめを行うとともに、年末に対応方針について閣議決定を行い、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出する予定。

## 安倍晋三内閣総理大臣 答弁(抜粋)

### 平成26年9月30日 衆議院本会議

地方分権改革についてお尋ねがありました。

元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠です。地方からいただいた提案については、現在、有識者会議の議論も踏まえ、更に検討を深めているところであり、提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります。

### 平成26年10月1日 衆議院本会議

地方分権についてお尋ねがありました。

豊かで明るい元気な地方の創生は、安倍内閣の最重要課題です。地域自らの発想と創意工夫により、人口減少や超高齢化といった課題に立ち向かい、個性と魅力あふれる地方を創っていくためには、地方の自主性・自立性を更に高めていくことが不可欠であります。

安倍内閣では、地方の発意を重視しながら、国から地方への権限・財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。

## 9月18日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 石破茂大臣 冒頭挨拶(抜粋)

東京一極集中に歯止めをかける、人口減少を克服する、そのような課題に、地域の特性に応じた解決法を見い出していかねばならないと考えております。そのためには、地方分権改革を地方創生と共に推進することは不可欠であります

提案募集方式を採ってございまして、地方公共団体の熱心な取組により、1,000件近くに上る提案を頂戴いたしてございます。年末のとりまとめまでに、もう9月も半ばを過ぎてございまして、時間は限られておるわけですが、それらの改革の提案を政府として真っ正面から受け止めてまいります。縦割りは廃すと、調整を強力に進めるということでありまして、これがまさしく私であり、平さんであり、縦割りではないということを示さなければなりません。そして、調整というのも、それは各省庁いろんなことを言うわけでありまして、これを強力に進めるというのが私共のミッションだというふうに考えております。

今回の地方創生というのは、ある意味、国の形を変えるものでありまして、分権というのはその中核をなすものの一つであると考えております。私にしても平さんにいたしましても、またそのほかの政務にいたしましても、とにかく分権とは何であり、地域がどう変わり、国がどう変わるのかということ、一人一人の国民の皆様方に実感をしていただくということが肝要であると考えております。

## 平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係るスケジュール

4月30日 地方分権改革推進本部（本部長：安倍内閣総理大臣）「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定

5月20日～7月15日 提案募集受付 126団体953件の提案

6月27日 地方分権改革推進本部 各府省への事前の協力依頼

7月25日 各府省への検討要請（8月20日締切）→ 「対応不可」の回答が8割弱

8月19日～9月19日 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会  
提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング（10回開催 合計約57時間）

9月26日 各府省への再検討要請（10月10日締切）

10月中旬以降 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会  
各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など

10月下旬 地方分権改革有識者会議 中間取りまとめ

12月上旬 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了解

12月中旬 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

次期通常国会 法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を提出

## 平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数・件数	
提案団体数	126
提案件数	953

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地・農業	147
医療・福祉	202
雇用・労働	43
教育・文化	46
環境・衛生	80
産業振興	109
消防・防災・安全	20
土木・建築	88
運輸・交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数省庁にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

## 提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方

提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項	事務局中心に検討・整理を行う事項
<p>A-① 76件（40項目）</p> <p>これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの ※</p>	<p>A-② 292件（220項目）</p> <p>これまでに議論されていなかった事項であって、A-①以外のもの</p>
<p>B-① 76件（18項目）</p> <p>これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの ※</p>	<p>B-② 26件（23項目）</p> <p>これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの</p>
<p>※特に重要なものについての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地利用分野など「地方分権改革の総括と展望」で「重要な政策分野に関する改革」として位置づけられているもの</li> <li>○「<u>地方の創生と人口減少の克服</u>」に関連するもの</li> <li>○多数の団体から提案されているもの</li> </ul> <p>等</p>	<p>C 344件（176項目）</p> <p>A・B以外のもの（これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項）</p>

注1 上表以外に、農地・農村部会で議論する事項が 79件（11項目）ある。

注2 A-②、B-②、Cの中でも、検討の経過によって、提案募集検討専門部会で取り上げる事項とすることがある。

提案募集方式の重点事項における地方創生に向けた提案例

地方創生項目	提案主体	提案事項	概要
<p>企業等の地方移転・地方採用・地方大学の活性化等施策</p>	<p>神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、中国地方知事会、九州地方知事会</p>	<p>産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（企業立地促進法）</p>	<p>地方が主体的に迅速な企業誘致を行うことができるようにするため、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す。</p>
	<p>広島県、聖籠町、中国地方知事会</p>	<p>緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）</p>	<p>町村が地域の実情に応じて環境保全を図りつつ企業誘致を行うことができるようにするため、第2次分権一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。</p> <p>&lt;手挙げ方式による移譲&gt;</p>
	<p>愛媛県</p>	<p>工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）</p>	<p>地域の実情に応じて、工場の生産施設の拡張等を弾力的に行うことができるようにするため、工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。</p>

地域産業基盤強化施策（農業、観光、医療、製造業等分野別）	地方六団体	<p>【農地制度のあり方の見直し】</p> <p>農地の総量確保の仕組みの充実とともに、農地転用許可に係る2ha超4ha以下の大臣協議の廃止及び4ha超の大臣許可も含めた市町村への権限移譲</p> <p>（農地法、農振法等）</p>	<p>人口減少社会を迎え、都市の集約化等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、必要な農地を維持しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進することが必要。</p> <p>そのため、国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、まちづくりを担う市町村に権限移譲する。</p>
	鳥取県、徳島県	<p>地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲</p> <p>（外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律）</p>	<p>観光サービスの質的向上により外客誘致を進め、地域の観光産業の振興と雇用の増加を図るため、現在法律で定められている地域限定通訳案内士の資格要件について、都道府県の条例で定めることとするなどの規制緩和を行う。</p>
	佐賀県	<p>C I Q業務権限の都道府県への移譲</p> <p>（出入国管理及び難民認定法等）</p>	<p>地方に国際ビジネスジェット機を誘致し、対外的な知名度の向上、国際会議の誘致等による外客誘致の拡大を図るため、地方管理空港において国際ビジネスジェット機を受け入れる際に必要となるC I Q業務を、国から希望する都道府県に移譲する。</p> <p>&lt;手挙げ方式による移譲&gt;</p>

岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	観光客の誘致等による地域振興の観点から、地域の道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準（無余地性の原則※）を緩和する。  （※）道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる（道路法第33条）。
山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、九州地方知事会	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	地方における効果的な創業促進を可能とするため、市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲し、都道府県と市町村のネットワークを活かしつつ、これまで都道府県が行ってきた創業支援策との一体的な実施を図る。
埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲  (中小企業地域産業資源活用促進法)	都道府県が地域資源の活用に主体的に関与することで地域経済活性化を図るため、中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
神奈川県、九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	地域における効果的な再生可能エネルギーの普及促進を可能とするため、再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。

	埼玉県	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和  (都市公園法)	地域における再生可能エネルギーの利活用を促進するため、都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるよう規制緩和を行う。
--	-----	--	--

地域の少子化施策	埼玉県、東京都、神奈川県、京都府、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、鹿児島県、長岡市、瑞穂市、安城市、萩市、中国地方知事会、九州地方知事会	<p>保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し (児童福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>従うべき基準</b>…必ず適合しなければならない基準（異なる内容を定めることは許されない。）</li> <li>・<b>標準</b>…通常よるべき基準（合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。）</li> <li>・<b>参酌基準</b>…十分参照しなければならない基準（結果として、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。）</li> </ul>	<p>地域の実情に応じた子育て環境を整備し、待機児童の解消等を図るため、保育所等の児童福祉施設に係る人員配置、居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。</p> <p>(参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、本年度末まで</p>
----------	---	---	--

	京都府、大阪府、 鳥取県、徳島県、 相模原市、 神戸市、 中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の 見直し (放課後児童健全育成事業費等 補助金交付要綱)	放課後児童クラブの受け皿を確保し、地域における子育て環境を整備するため、現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情等を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。
	埼玉県	認可外保育施設に係る市町村への 権限移譲 (児童福祉法)	住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた子育て環境を確保できるようにするため、現在中核市まで移譲されている認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
	滋賀県	保育士修学資金の貸付対象者の 住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施 要綱)	保育士の確保により地域の子育て環境を充実するため、保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内学生のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。
地域生活基盤 施策 (中山間 地域、地方中 核拠点都市と 近隣市町村、 定住自立圏、 大都市圏等)	磐田市、 東広島市、 中津市	開発行為の許可権限の希望する 市への移譲 (都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、現在、特例市まで移譲されている開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようにする。  <手挙げ方式による移譲>

川崎市	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の実情に応じた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、全国一律的な基準となっている開発行為に伴う公園の設置義務等、開発許可基準の技術的細目について条例に委任する。
酒々井町、 全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村が自らの判断で、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようにするため、町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意 (市は協議) を廃止し、協議のみとする (市と同様の制度とする。)
芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾力化 (都市公園法)	人口減少による都市の集約化等地方の実情を踏まえた独自のまちづくりを行うことができるようにするため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止が可能となるよう弾力化を図る。
青森県、群馬県、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、宮城県、 広島県 等	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲 都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が地域の実情に応じて、自ら土地利用を決定することができるようにするため、国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲するとともに、都道府県が行う保安林の解除に係る国への同意協議を廃止する。
愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が自らの判断で、地域の実情に応じた森林管理を行うことができるようにするため、都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。

	福井県、長野県、京都府、兵庫県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)	地域において、医療用麻薬を活用したがん患者等に対する在宅緩和ケアを充実するため、小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲するとともに、譲渡許可の条件を弾力化するなどの規制緩和を行う。
	熊本県、九州地方知事会	社会医療法人の認定要件の緩和 (医療法)	公益性の高い社会医療法人を確保し、へき地医療や救急医療など公的性格の強い地域医療の提供を充実するため、社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とするなどの規制緩和を行う。
	大阪府、和歌山市、松山市、大分市、中核市市長会、全国特例市市長会 特別区長会	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等)	地域の実情に応じた特色ある教育を担う教職員を確保するため、県費負担教職員の人事権等を中核市、特例市、特別区、一般市へ移譲する。  (参考) 指定都市については、第4次分権一括法により移譲(平成29年4月より(予定))
	新潟市、京都市	指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)	特別支援学校の在籍児童生徒が増加傾向にある中、地域のニーズに応じて迅速かつ的確に特別支援学校を設置できるよう、指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃

			<p>止する。</p> <p>(参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次分権一括法により廃止(平成27年4月より)</p>
京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和(公営住宅法)		<p>子育て世代の居住確保等地域の実情に応じた公営住宅の運営を図る観点から、公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額収入の基準を条例に委任するとともに、公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業について、小規模多機能型居宅介護事業等を追加する(現在はグループホーム事業等に限定)。</p> <p>(参考) 第1次分権一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例に委任済み</p>
愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(公営住宅法)		<p>人口減少による都市の集約化等に伴い、地域の実情に応じた公営住宅の集約化等を推進するため、公営住宅建替事業において必要とされる現地建替要件や戸数要件(従前戸数以上)等を廃止する。</p>
福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲(水道法)		<p>人口減少等による水需要の減少を踏まえ、水道事業の経営合理化が急務となっており、都道府県が中心となった事業再編を進める等の観点から、水道事業(給水人口5万人超であって水利調整を要するもの)及び水道用水供給事業(1日最大給水</p>

	中国地方知事会		<p>量が2万5千立方メートルを超えるもの)の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。</p> <p>(参考)道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み</p>
	東京都	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(消費者安全法)	<p>地域において住民の財産被害拡大防止のための迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を希望する都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。</p> <p>&lt;手挙げ方式による移譲&gt;</p>

# 参 考 资 料

# 開発許可制度について

## 【開発許可の概要と制度の趣旨】

### <開発許可とは>

- ・ 建築物の建築
  - ・ 特定工作物〔コンクリートプラント  
ゴルフコース、墓園等〕の建設
- を目的とした「土地の区画形質の変更」

### <開発許可制度の趣旨>

- 開発行為に対する公共施設設置の義務付け等により一定の宅地水準を確保
- 計画的な市街化を図る市街化区域及び市街化を抑制する市街化調整区域の区域区分制度の実効性を担保

### <開発許可権者>

- 都道府県知事及び政令市、中核市、特例市、事務処理特例市町村の長
  - ⇒ ・ 道路・公園・給排水施設の確保、防災上の措置等、専門的かつ技術的な判断が必要であり、事務の水準を確保する観点から一定の能力を有する団体による実施が適切。
  - ・ 他方、地域の実情を踏まえ、地方自治法の事務処理特例制度を活用して市町村に事務を移譲している。

# 開発審査会について

## 【 開 発 審 査 会 の 概 要 】

### <開発審査会の職務>

開発審査会の行う職務は主に次のようなものである。

- ①開発行為の許可処分等に係る審査請求に対する裁決
- ②市街化調整区域内で行われる一定の開発行為を、都道府県知事等が許可しようとする場合に、あらかじめその内容を審査すること

※市街化調整区域における開発許可について

市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の性格から、当該区域内において許可できる開発行為の類型は限定されている。

類型例) ○周辺居住者の利用の用に供する公益上必要な施設・日用品店舗等日常生活に必要な施設

○開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの 等

### <開発審査会設置団体>

- 都市計画法上の開発許可権限を有する都道府県、政令市、中核市及び特例市  
⇒地方自治法に基づく事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村  
には、開発審査会は設置されていない。

# 改正都市再生特別措置法について①

## 背景

平成26年8月1日施行

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

## 法律の概要

### ●立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（**多極ネットワーク型コンパクトシティ**）

### 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

#### ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

##### ○誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

##### ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

##### ○公的不動産・低未利用地の有効活用

- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

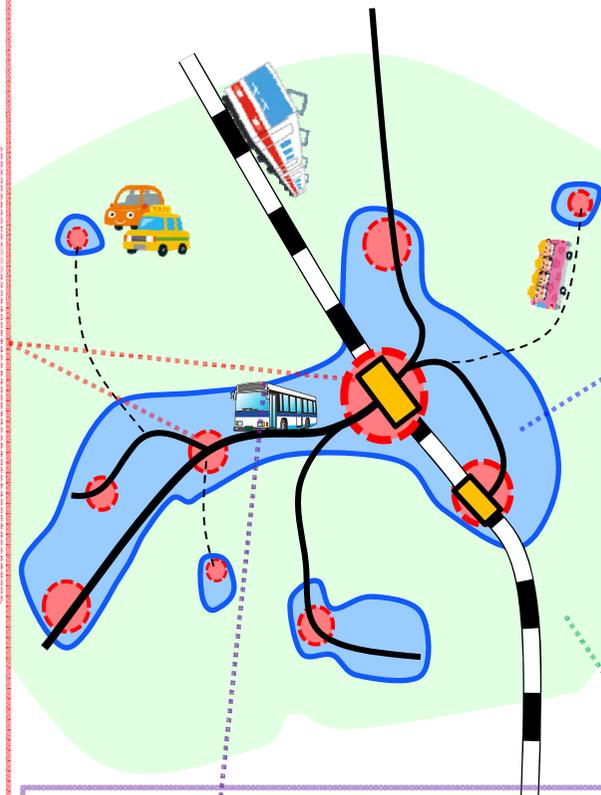
#### ◆歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

#### ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請



### 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

#### ◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

#### ◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で都市計画に「居住調整地域」を定めて開発許可対象とすることも可能

#### ◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**

### 公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

#### ◆公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

※下線は法律に規定するもの

(出典) 平成26年9月19日 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(第12回) 国土交通省提出資料

## 改正都市再生特別措置法について②

### ■居住調整地域(§89)【任意事項】

➤ 住宅地化を抑制するために定める地域地区である。

➤ 市街化調整区域には定めることができない。

※居住調整地域を定めることによって、立地適正化計画を実効力のあるものとしていくことが期待される。

### ○線引き都市計画区域

➤市街化区域内であり、かつ居住誘導区域外の区域



# 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大

## 【提案の概要】

- ・ 開発行為における公園等の設置について、全国で一時的な設置基準（都市計画法施行令第25条第6号）であることから、開発許可基準の技術的細目について条例委任するよう提案。  
⇒ 条例の制定範囲を定めている条項の廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案。（都市計画法施行令第29条の2を廃止又は「参酌すべき基準」化）

## 【提案の背景】

- ・ 相対的に地価が高い都市部においては公園等の設置を定める基準がボトルネックとなって、3,000 m<sup>2</sup> (0.3 ha) 未満の小規模開発行為が主流となっている【次頁図 参照】  
⇒ これにより、開発区域の規模に応じて定められている公園等やその他道路等の公共施設の整備水準も一体的に開発された場合に比して低いものとなり、市民や行政の思惑とは異なる結果につながる事態が発生している

◎都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）抄  
（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

第25条

六 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。（略）

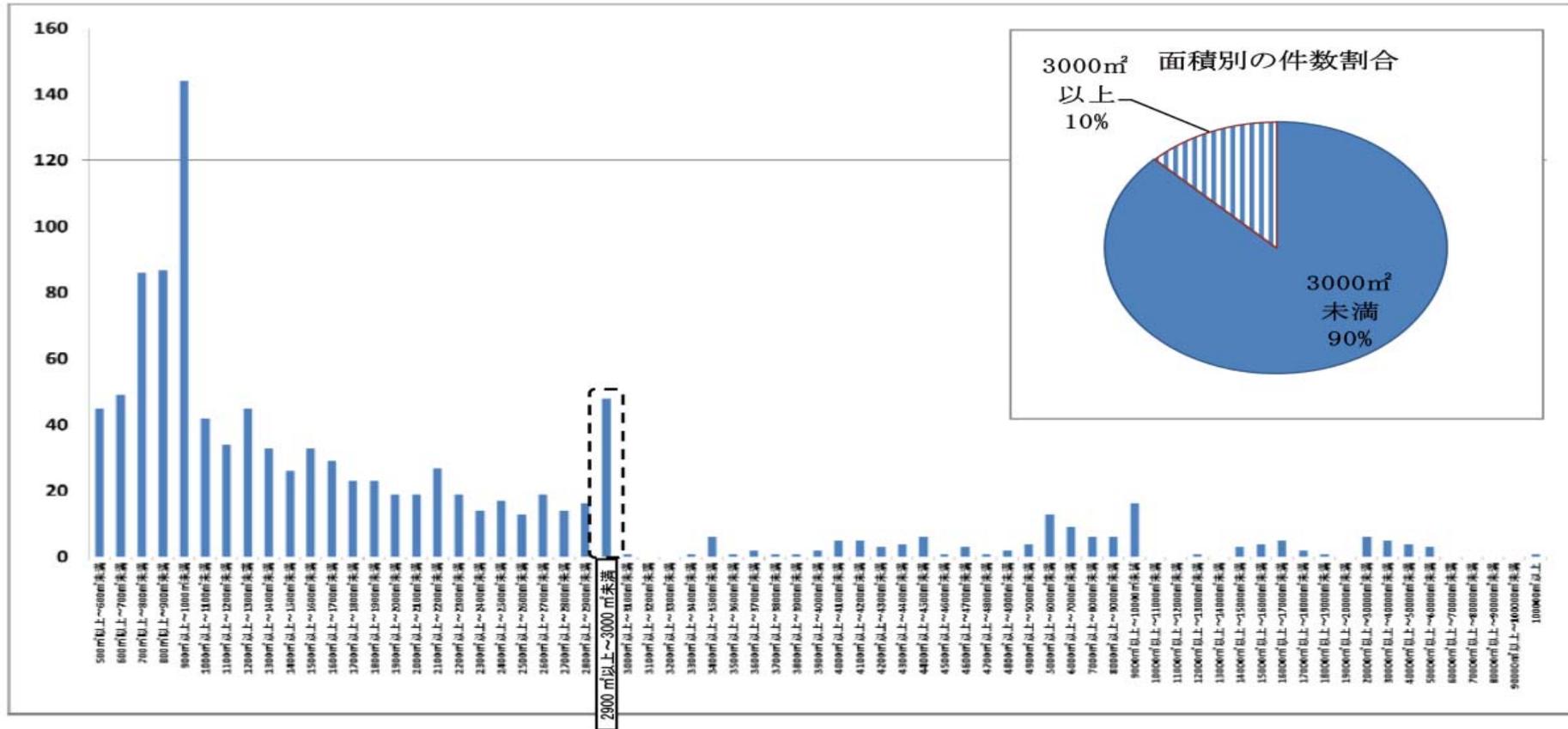
（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）

第29条の2 法第三十三条第三項（略）の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

# 川崎市における開発区域の面積別開発許可件数



【図】川崎市における開発区域の面積別開発許可件数(H16～25 年度累計)

縦軸: 開発許可件数

横軸: 開発面積(0.5haまで0.01ha刻み)

(出典) 「平成26年 8月27日 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(第5回) 川崎市提出資料」を基に内閣府作成

# 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止

## 【地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理】

都市計画決定の際の都道府県への同意を要する協議について、市においては、同意を要しない協議とすべきとされ、第1次一括法で措置された一方、町村における同意を要する協議については存置許容とされた。

## 【提案の概要】(全国町村会、酒々井町)

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とするべき。

※ 全国知事会の意見: 全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべき。

## ■ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)抄 (市町村の都市計画の決定)

### 第19条

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画(略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

# 都市公園の保存(公益上特別の必要がある場合)

## 1. 都市公園の保存規定の趣旨

○ 都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有している。

○ このような緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要であるため、保存規定が設けられた。

○ このため、他の都市計画事業が施行される場合や公益上特別の必要がある場合等の他、みだりに都市公園を廃止してはならないこととされた。

### ■都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二・三 (略)

# 都市公園の保存(公益上特別の必要がある場合)

## 2. 「公益上特別の必要がある場合」について

公園管理者が公益上特別の必要があると判断すれば、都市公園の廃止は可能。

○ 「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要だということである。この判断は、最も慎重に行わなければならないが、その客観性を確保するため、あらかじめ公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞く等の運用を行うことが好ましいと考える。

(「都市公園法解説(改訂新版)」より)

■ 都市公園法運用指針(平成24年4月国土交通省都市局)抜粋  
(参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

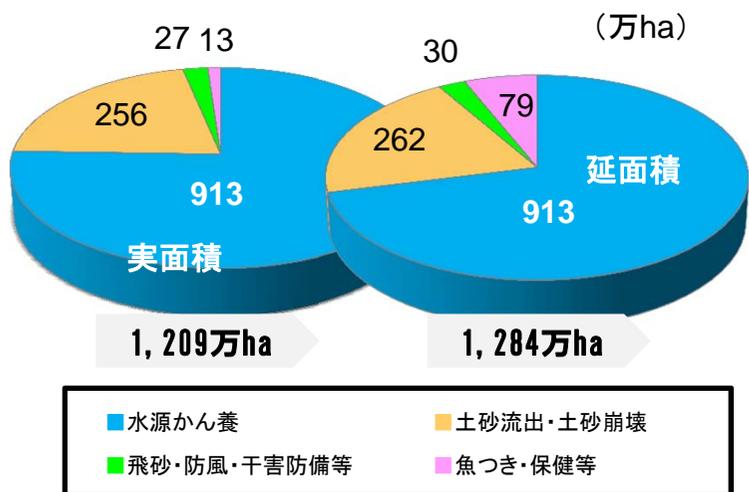
# 保安林制度の概要

- 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の目的の達成のために必要な森林について、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定。
- 指定目的を達成するために必要な森林施業上の要件(指定施業要件)を定め、伐採制限や転用の規制等の制約を課すことにより、保安機能の十全の発揮を図る制度。

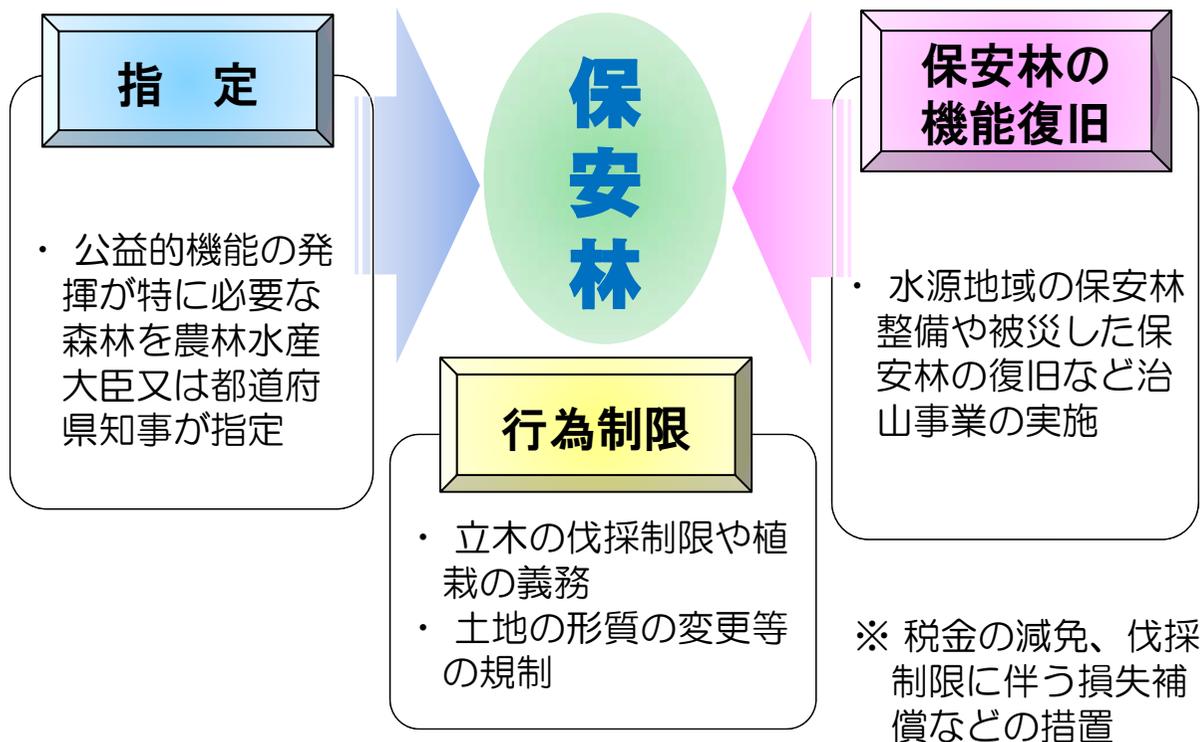
## ■ 保安林の種類

(1号) 水源かん養、(2号) 土砂流出防備、  
 (3号) 土砂崩壊防備、  
 (4号以下) 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致  
 以上、17種

## ■ 保安林指定面積



## ■ 保安林制度の体系



# 保安林の指定・解除に関する国と都道府県の役割分担

- 保安林の指定・解除に関する権限・事務は、国と都道府県とで役割分担。
- 1～3号保安林(1号:水源かん養保安林、2号:土砂流出防備保安林、3号:土砂崩壊防備保安林)は、その指定の目的の性質上、受益範囲が広く流域に及ぶ保安林。
- 重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域。

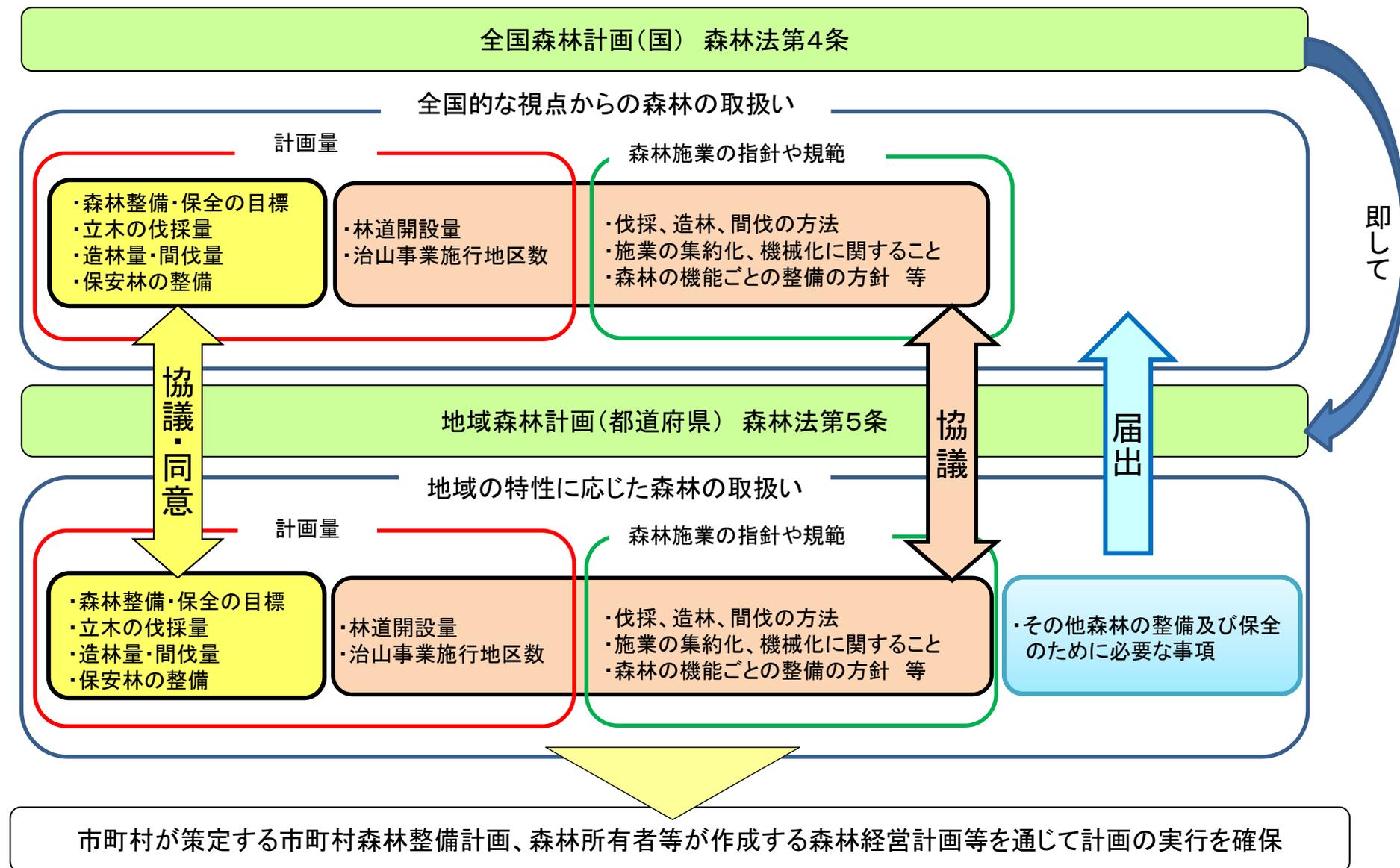
## 保安林の指定・解除に関する権限・事務区分

保安林の区分			権限・事務区分
民有林	1～3号	重要流域	農林水産大臣
		重要流域以外	都道府県知事 (法定受託事務)※1
	4号以下		都道府県知事 (自治事務)※2
国有林			農林水産大臣

※1 法定受託事務分については、一定規模以上の解除(指定理由の消滅:1ha以上、公益上の理由:5ha以上)の場合は、大臣同意が必要

※2 自治事務分でも、保安施設事業等を実施した箇所を含む保安林の解除の場合には、大臣同意が必要

# 地域森林計画策定のスキーム



## (参考) 地方分権改革におけるこれまでの議論や改正経緯等

日付	地方分権の動き	勧告・措置等の概要
H20.5.28 H20.12.8 H21.10.7	地方分権推進委員会 第1次～第3次勧告	・都道府県が定める地域森林計画の策定・変更に係る国との関係について、協議を廃止すべき 同意協議を同意を要しない協議にすべき
H21.11.9	地方分権推進委員会 第4次勧告	(記載なし)
H21.12.15	地方分権推進計画(第1次見直し) [閣議決定]	(記載なし)
H22.6.22	地域主権戦略大綱(第2次見直し) [閣議決定]	・地域森林計画の計画事項である「その他必要な事項」を任意的記載事項化 ・公告縦覧期間の例示化
H23.4.22 森林法改正 (H24.4.1施行)		○地域森林計画の同意協議事項のうち、「 <u>林道開設延長</u> 」及び「 <u>治山事業施行地区数</u> 」を協議に改正 ○計画事項である「 <u>その他必要な事項</u> 」については任意的記載事項に改正 ○ <u>公告縦覧期間</u> を例示化
H23.11.29 H25.3.12  H25.6.7	義務付け・枠付けの更なる見直し (第3次・第4次見直し) [閣議決定] ↓ 第3次一括法(H25.9.13施行))	○地域森林計画に係る都道府県審議会の委員数の上限に係る規定を廃止 ○任意的記載事項を協議事項から届出事項に改正 ○協議の迅速化を図るため事前調整の標準的事務処理期間を設定(長官通知改正(H25.3.29施行))

# 麻薬小売業者間譲渡許可制度について

## 背景

- ・平成19年4月施行されたがん対策基本法において【疼痛緩和を目的とする医療が早期から提供されるよう、必要な対策を講じること】とされた。
- ・その一環として、当省では医療用麻薬の適正使用を担保しつつ、薬局同士で患者に必要な分を融通できるよう、麻薬及び向精神薬取締法による譲渡許可を一定の要件のもとで認め、薬局間で医療用麻薬を譲渡できるようにした。(平成19年厚生労働省令第106号)

## 制度概要

- ・麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り、厚生労働大臣の許可を受けたうえで、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。(麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、11項、同法施行規則第9条の2薬事法施行規則第94条及び95条)
- ・許可の期間は1年間

(※)法では麻薬の譲渡先を限定して明確な流通経路を構築しているが、本制度は規制の例外的措置である。



## (参考)麻薬の取扱いに係る規制

### 管理

- ・2人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者1人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。
- ・麻薬管理者又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻薬研究施設において施用し、若しくは施用のため交付し、又は研究のため自己が使用する麻薬をそれぞれ管理しなければならない。
- ・麻薬施用者は、麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

### 保管

- ・麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬診療施設、麻薬小売業者等の業務所内で保管
- ・保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く。)と区別し、施錠した堅固な設備内に貯蔵
- ・業務所毎に帳簿を備え、輸入、輸出、製造、製剤、譲渡・譲受した麻薬の品名、数量、その年月日、譲渡・譲受の相手方の氏名等を記録。

### 事故発生時の届出

- ・滅失、盗取、所在不明等の事故発生時

### 廃棄

- ・原則:麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。(調剤前の麻薬が含まれ、不正流通の虞があるため)
- ・例外:麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は除外 (調剤済み麻薬廃棄届)

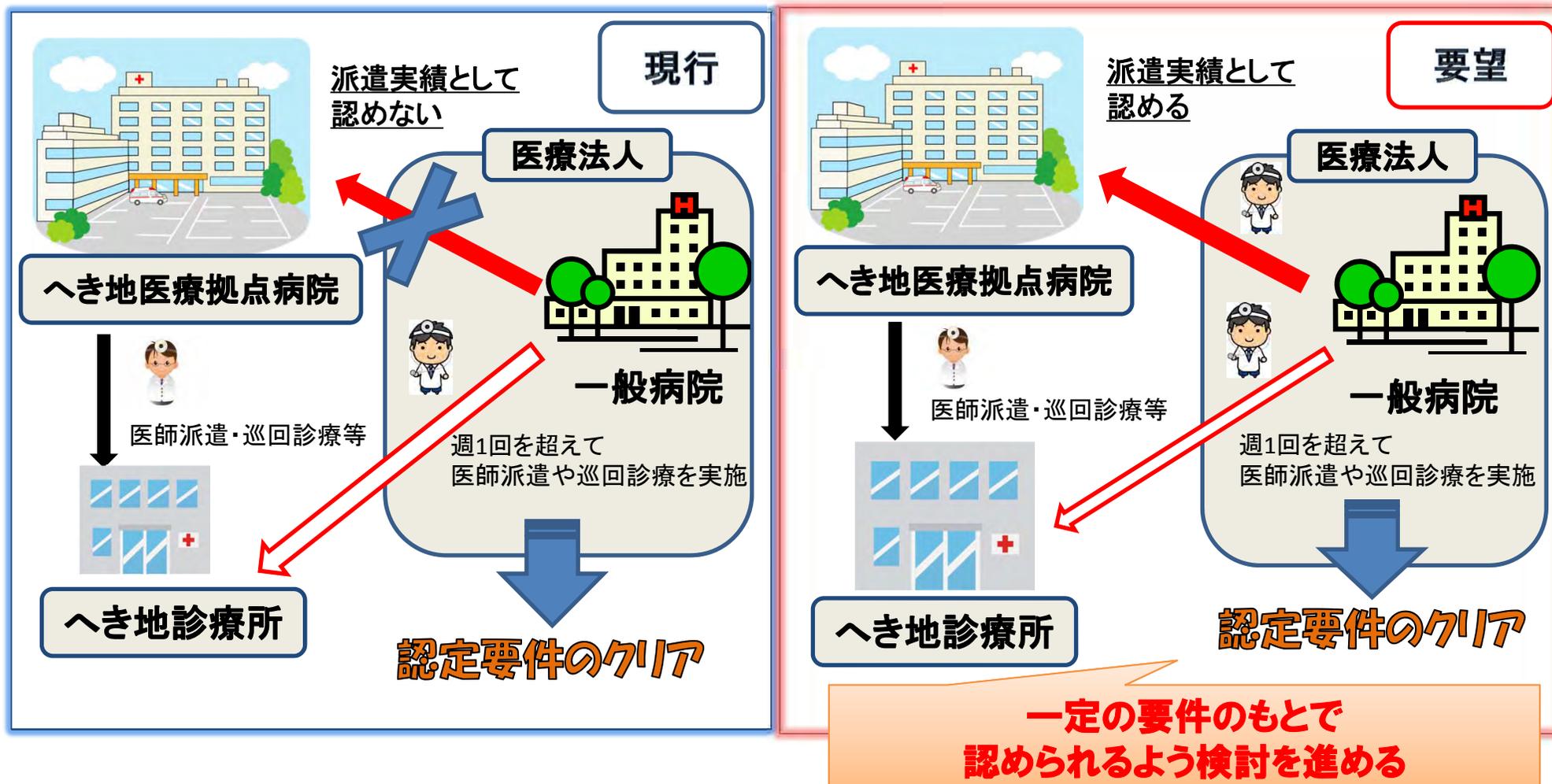
※廃棄は、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行う。

# 地方分権改革に関する提案募集による要望

【提案内容】社会医療法人の認定要件である「へき地医療の支援実績(※)」について、へき地診療所だけでなく、へき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

※病院の場合は、週1回を超えて巡回診療・医師派遣を行っていること（直近に終了した会計年度の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数）が53日以上であること）

へき地における診療所の場合は、週4日を超えて診療をおこなっていること（直近に終了した会計年度の診療日が209日以上であること。）



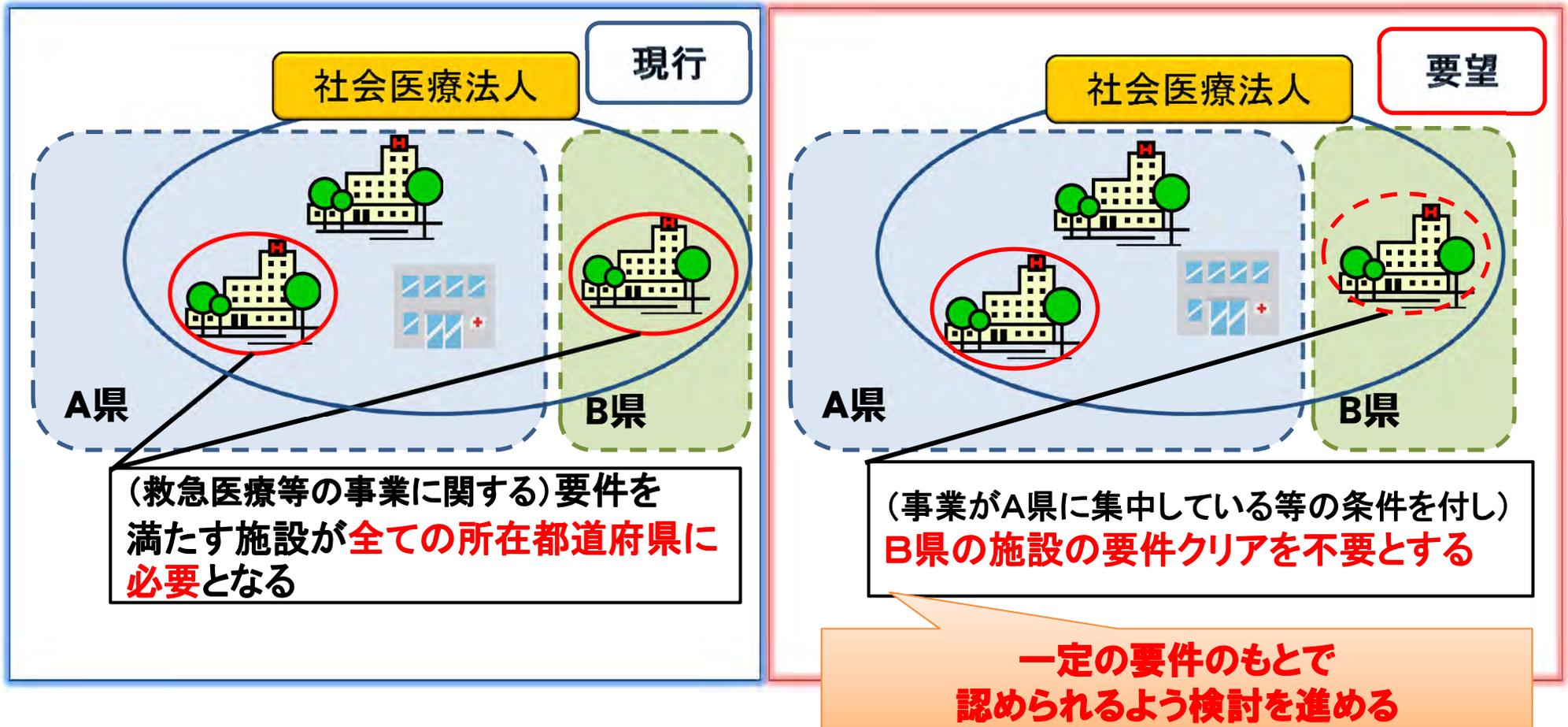
# 地方分権改革に関する提案募集による要望

【提案内容】社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合、又は事業規模が一の県に集中している場合は、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同様の取扱いとすること

○改正後医療法（抄）（平成27年4月1日施行）

第42条の2第1項第4号

救急医療等確保事業（略）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県（二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県）において行っていること。



# 教職員人事権等の移譲

- 中核市市長会では、これまで幾度となく、人事権等の移譲を求めてきた。
- 国においても、中核市への移譲は検討課題となっている。



「個性を活かし自立した地方をつくる」  
「地方分権改革の更なる展開を」

「提案募集方式」・「手挙げ方式」の活用

# 具体的な支障事例

人事権 (任命権)	・研修の成果を還元できない。 ・服務監督者は市でありながら懲戒処分等の決定は県である。 (市職員の処分と整合しない) など
教職員定数・ 学級編制	・不登校への対策として中1を35人学級とするなど取組ができない。 ・外国人児童生徒や発達障害に対応した加配ができない。 など

## 権限移譲により

- ・市独自の長期計画に基づく研修による指導力の向上
- ・特殊事情や実態に応じた教職員定数、学級編制

## 質の高い特色ある教育行政の実現

# 公営住宅制度の概要

※   は第1次一括法による改正部分

公営住宅は、憲法第25条(生存権の保障)の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの

## 【供給】

- 地方公共団体は、公営住宅を建設(又は民間住宅を買取り・借上げ)して管理
- 国は、整備費等を助成:全体工事費の概ね45%(建設、買取り)又は共用部分工事費の2/3の概ね45%(借上げ)を助成

## 【整備基準】

○原則として、以下の基準(省令で規定)に従って整備

- ・床面積19㎡以上
- ・省エネ、バリアフリー対応であること
- ・給排水、電気、便所等の設備があること 等

→条例委任

※ただし、参酌基準を省令で規定

## 【入居者資格】

### ○同居親族要件

原則として、同居している親族がある(高齢者、障害者等は除く)

→廃止

### ○入居収入基準

・原則として、月収15万8千円(収入分位25%)以下  
(政令で規定)

→基準金額を条例委任

※ただし、①参酌基準を政令で規定  
②収入分位50%を上限

・ただし、高齢者等特に居住の安定を図る必要がある者(政令で規定)について、地方公共団体の裁量により月収21万4千円(収入分位40%)まで基準を引上げ可能

→対象範囲を条例委任

→基準金額の上限引上げ  
(収入分位50%まで)

### ○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

## 【入居制度】

○原則として、入居者を公募。

○特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能(優先入居)

○収入超過者

3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者  
→明渡努力義務が発生

○高額所得者

5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円(収入分位60%)を超える収入のある者  
→地方公共団体が明渡しを請求することが可能

## 【家賃】

○入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

○収入超過者の家賃は、収入超過度合いと収入超過者となってからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃(市場家賃に近い家賃)が適用

○高額所得者の家賃は、直ちに近傍同種家賃が適用

# 公営住宅の入居基準の改正イメージ

従来

改正後(条例で規定)

高額所得者となる収入基準額を政令で規定  
※ 第1次一括法では改正されず。

特に居住の安定を図るべき者  
(裁量階層)の資格要件を政令で規定

- ・60歳以上の高齢者
- ・未就学児童がいる世帯 等

裁量階層の入居  
収入基準額の上限  
を政令で規定  
(収入分位40%)

この範囲内で事業主体が  
裁量階層の入居収入  
基準額を条例で決定

入居収入基準額  
を政令で規定  
(収入分位25%)  
(本来階層)

特に居住の安定を図るべき者  
(裁量階層)の資格要件を条例で決定

・低額所得者のために整備する住宅  
であり、富裕層の利用は不相当  
→入居収入基準額の上限を政令  
で規定(収入分位50%)

この範囲内で事業主体が  
本来階層と裁量階層の  
入居収入基準額を条例で決定

・住宅に困窮する低額所得者には、  
全国どこでも一定の入居機会が  
確保されることが望ましい  
→入居収入基準額の参酌すべき額を  
政令で規定(収入分位25%)

60%  
(月収31.3万円)

50%  
(月収25.9万円)

40%  
(月収21.4万円)

25%  
(月収15.8万円)

# 1 都道府県知事への移譲を提案する目的、項目

## 【目的】

現在、水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の許認可・指導監督等の権限は、水源の種別及び給水人口並びに給水量の規模要件に応じて、厚生労働大臣と都道府県知事に分割付与されている。

この厚生労働大臣権限を都道府県知事に移譲・一元化することにより、「許認可事務の効率化・迅速化」、「指導監督(報告徴収・立入検査)の充実・強化」、「広域調整機能の発揮」が可能となる。

## 【項目】

施行令第14条(都道府県の処理する事務)の規定により、都道府県の事務から除外されている事務・権限

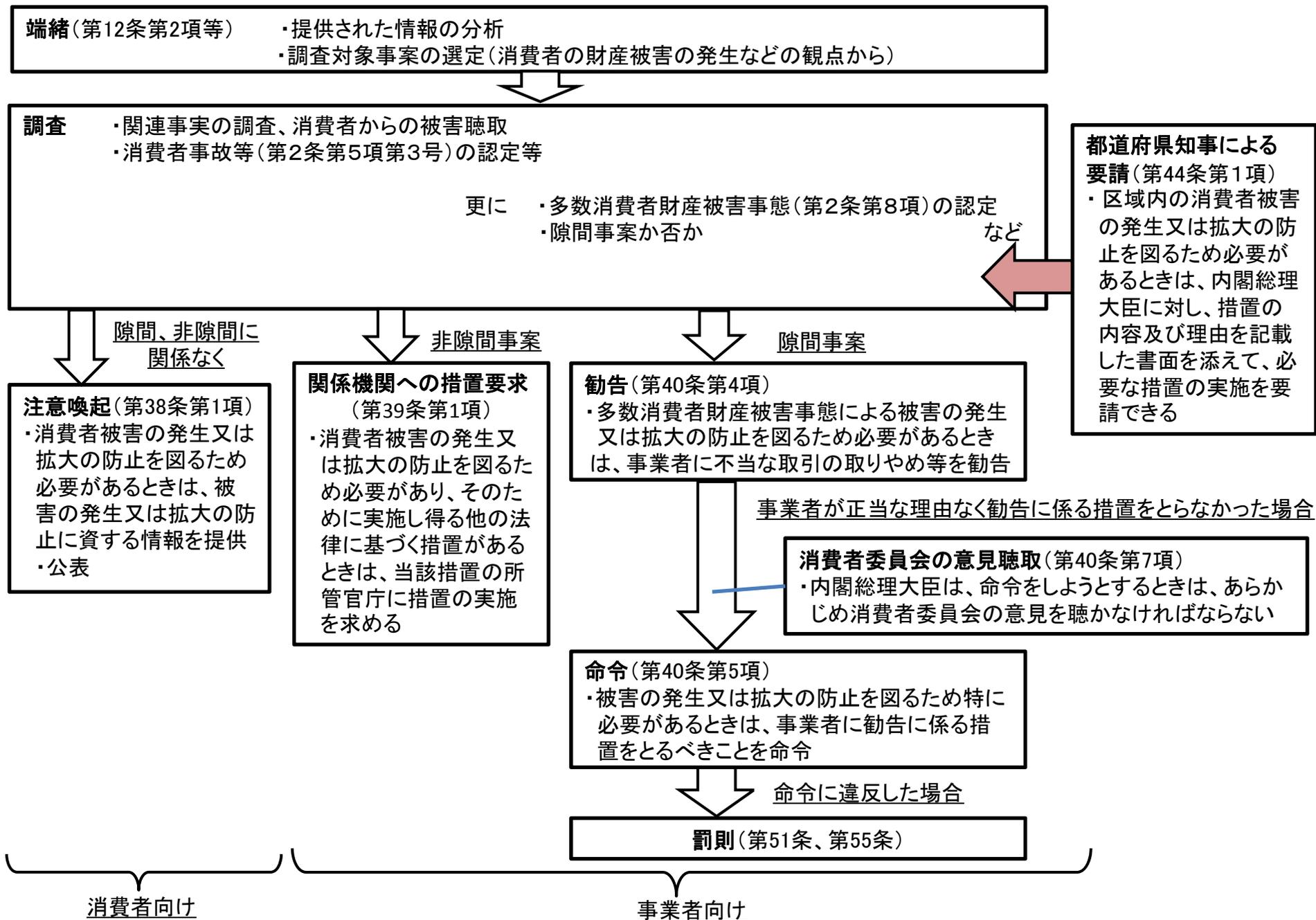
該当条項	主な事務・権限
令第14条第1項及び第3項	計画給水人口5万人超の特定水源水道事業(※1)の 許認可, 指導監督など
令第14条第2項及び第3項	一日最大給水量 25,000m <sup>3</sup> 超の水道用水供給事業の 許認可, 指導監督など
令第14条第4項	事業統合後に現行法上厚生労働大臣管轄となる「水道事業者間」, 「水道用水供給事業者間」, 「水道事業者と水道用水供給事業者の間」の 合理化(経営の一体化など)勧告(※2)

(※1)特定水源水道事業: 「河川の流水を水源とする水道事業」及び「河川の流水を水源とする水道用水供給事業(★)を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業」

(★)水道用水供給事業:水源のほとんどが河川の流水である。(広島県内の3事業は全量が河川流水)

(※2)合理化勧告: 経営の一体化, 給水区域の調整に係る権限で給水人口の合計が5万人以下など, 現状においては極めて限定的

# 消費者庁における財産被害事案の事務フロー



# 地域再生制度及び 国家戦略特区制度について

平成26年10月8日

内閣官房 地域活性化統合事務局

内閣府 地域活性化推進室

# 目 次

1. 地域再生制度	.....	1
2. 国家戦略特区制度	.....	4

# 地域再生法の一部を改正する法律案の概要

## 背景

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

- 各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
- 地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

<本件に関する連絡先>  
内閣官房地域活性化統合事務局  
（問い合わせ担当窓口）  
TEL：03-5510-2475

## 地域再生計画の各段階での課題

（これまで1,690件の認定  
（現在475件実施中））

### I. 地域再生計画の作成

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・総合コンサル支援の継続

### II. 地域再生計画の認定

- ・各省の計画をワンストップで運用してほしい

### III. 認定地方公共団体への支援

- ・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

### IV. 認定地方公共団体への支援

- ・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

## 改正の概要

### 1. 計画の作成フェーズ

- 国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設（第4条の3）
- 国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認（第5条第11項～第14項）

### 2. 計画の申請・認定フェーズ

- 認定手続・提出手続のワンストップ化
- ・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効（第17条の5～第17条の7）
- ✓ 中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）
- ✓ 構造改革特別区域計画（構造改革特区法）
- ✓ 産業集積形成等基本計画（企業立地促進法）
- ・地域再生計画と一括提出を可能に（第6条の2）
- ✓ 都市再生整備計画
- ✓ 地域公共交通網形成計画 等

### 3. 計画の実施フェーズ

- 内閣総理大臣による事務の調整・勸告（第10条の2）
- 中心市街地の賑わいを後押し
- 構造改革特区の規制緩和を同時に実現
- 企業誘致とインフラ整備を一体で推進
- コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策と一緒に企画・立案

### 4. 新たな特別の措置

- 農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等（第17条の2～第17条の4）
- （例）農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

### 予算・税制措置

法改正とは別途地域再生を推進するための予算・税制について要求・要望

（平成27年度概算要求）  
（平成27年度税制改正要望）

### 5. その他の改正

- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示（第3条の2）
- ・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣（第34・35条）
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構との連携を明示（第3条の3）
- ・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開（第36条）

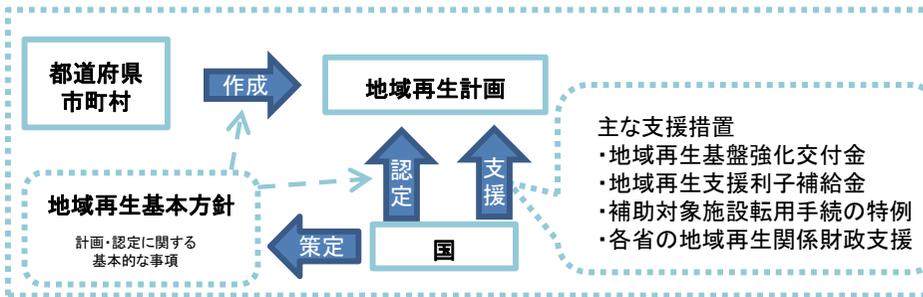
# 地域再生制度の概要とこれまでの取り組み

## 地域再生制度の概要

### 地域再生法の創設(H17.4)

地域経済活性化や雇用機会創出などを目的として、地方公共団体が行う自主的・自立的な取り組みに対して支援を行う仕組みを創設。

### 地域再生法のスキーム



### 地域再生法の活用状況

平成17年の制度創設以来、のべ1690計画を認定。このうち、現在475計画を実施中。

- 主に次の分野について活用。
- ・まちづくりや農林漁業に関する基盤整備
  - ・既存施設の用途転用による施設整備
  - ・地域資源等を活用した雇用創造 など

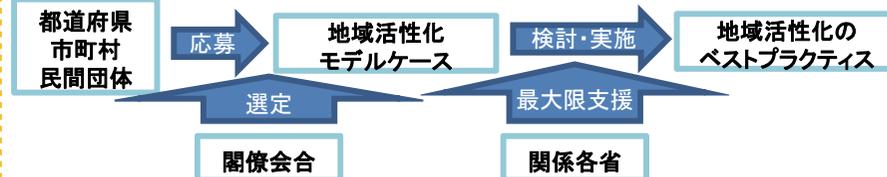
## 地域再生に関する最近の取組

### 地域活性化プラットフォーム(H25.12~)

地域の活性化を国の各省庁が連携協力して支援する取組である「地域活性化プラットフォーム」を立ち上げ。

### 地域活性化モデルケースの公募・選定・現地相談

関係関係会合の決定に基づき、地域活性化のモデルケースを公募。全国から135件の応募があり、5月29日の第3回会合において33件を選定。その後、モデルケースの具体化に向けて、関係する各省庁の課長級の職員が現地に出向き、地元が望む活性化のプランについて首長等と膝詰りでの議論を実施。



### 今回の制度改善につながる具体の要望

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・各省所管の地域活性化関連の計画を各省バラバラではなくワンストップで運用できるようにしてほしい
- ・事業実施に当たっての各省との協議がまとまらないときに、どこかで総合的に調整してほしい

## 地域活性化モデルケースの具体例

(※1) 地方公共団体から国に対する新たな支援措置等の提案例

### 北海道 下川町

高齢者集住化住宅、共同菜園、再生可能エネルギー、バイオマス等を内容とする提案が多数の省庁(農水省、厚労省、経産省、国土省、環境省)にまたがり、支援対象とならないものがあるなど、総合的・一体的な整備が実質上困難なため新たな支援措置が必要。



(※2) 認定手続・提出手続のワンストップ化の例

### 熊本県 熊本市

コンパクトシティの形成、地域公共交通の再生、中心市街地活性化等といった複数の計画をワンストップ化。



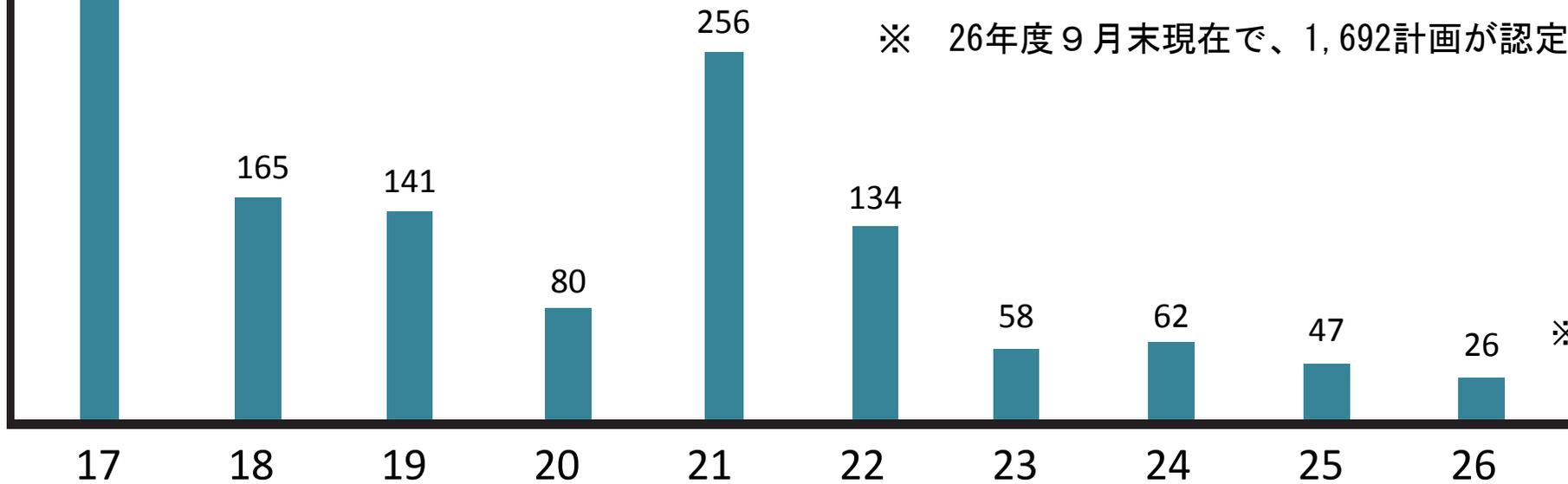
(件数)

# 地域再生計画の認定状況

計画数 延べ自治体数

計画期間中のもの		計画数	延べ自治体数
うち都道府県が単独で認定を受けたもの		31	20
うち市区町村が単独で認定を受けたもの		245	223
うち地方公共団体が共同で認定を受けたもの		201	347
計画期間が終了したもの		計画数	延べ自治体数
うち都道府県が単独で認定を受けたもの		53	32
うち市区町村が単独で認定を受けたもの		766	569
うち地方公共団体が共同で認定を受けたもの		396	528

※ 26年度9月末現在で、1,692計画が認定されている。



(年度)  
※26年度は9月末時点

# 国家戦略特区

## ◆各特区における区域会議の開催及び区域計画の認定の状況

### <関西圏(区域会議:6/23、9/24開催)>

(大阪府、兵庫県、京都府)

○医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

#### **【区域計画認定:9/30】**

・保険外併用療養に関する特例、病床規制に係る医療法の特例

### <兵庫県養父市(区域会議:7/23開催)>

○中山間地農業の改革拠点

#### **【区域計画認定:9/9】**

・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

### <新潟県新潟市(区域会議:7/18開催)>

○大規模農業の改革拠点

### <東京圏(区域会議:10/1開催)>

(東京都(9区)、神奈川県、千葉県成田市)

○国際ビジネス、イノベーションの拠点

### <福岡県福岡市(区域会議:6/28、9/25開催)>

○創業のための雇用改革拠点

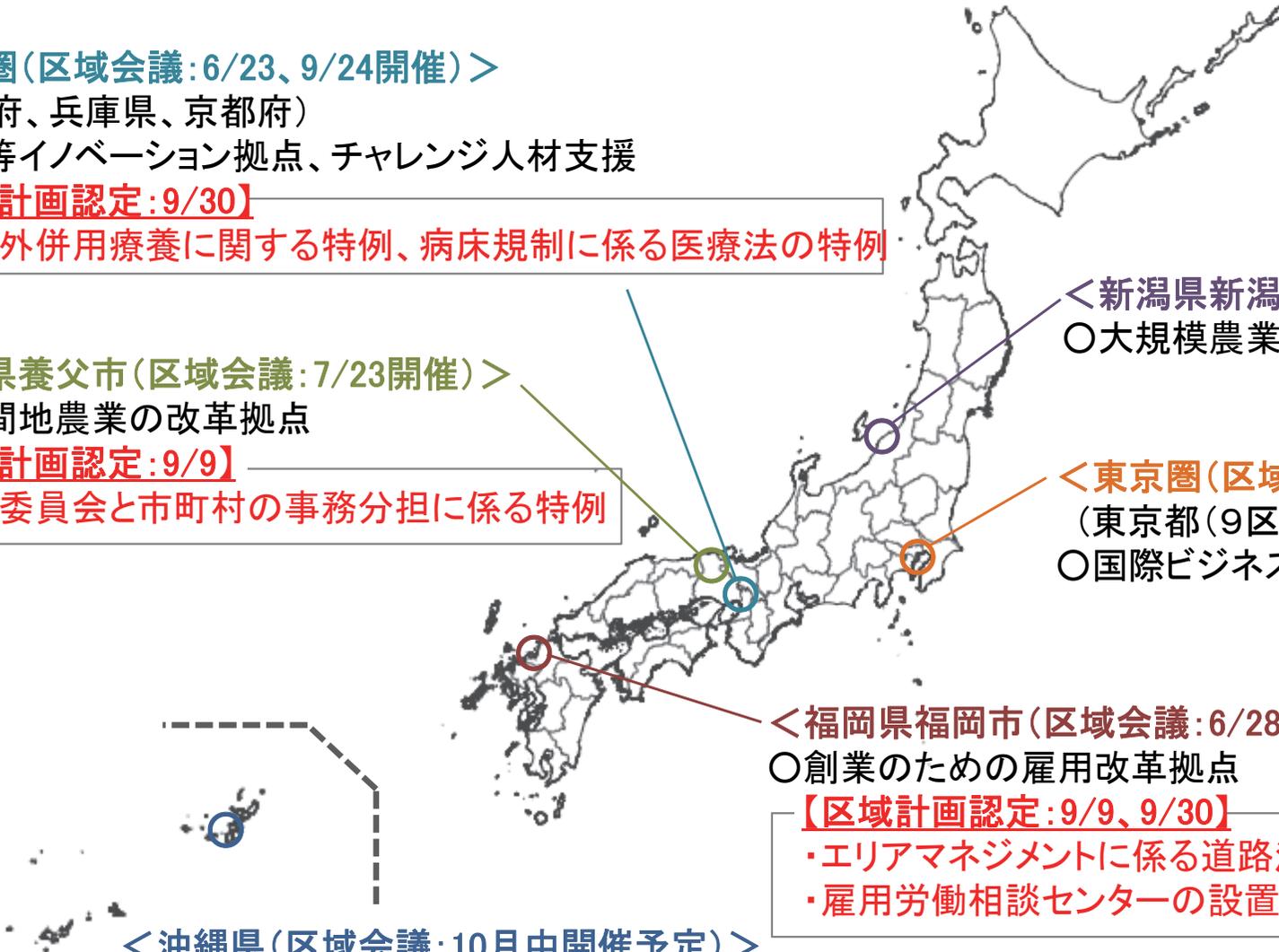
#### **【区域計画認定:9/9、9/30】**

・エリアマネジメントに係る道路法の特例

・雇用労働相談センターの設置

### <沖縄県(区域会議:10月中開催予定)>

○国際観光拠点



# 養父市における国家戦略特区の取組例

## 1. 経緯

- 2013年8月 提案募集への提案(「高齢者雇用による農業等新産業創出事業」)。  
2014年5月 区域及び区域方針の総理決定により、養父市を国家戦略特区に指定。  
・中山間地農業の改革拠点
- 2014年7月 第1回養父市国家戦略特別区域会議(於:養父市)を開催。  
・養父市区域計画(素案)について議論
- ※7月に菅官房長官、9月に小泉政務官が養父市を視察。

## 2. 計画認定について

### ◆活用する規制の特例措置について(区域計画(素案)に記載している事業)

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・古民家等に係る旅館業法施行規則の特例

### ◆計画認定状況

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例について、2014年9月9日計画認定。  
(7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づく)

# 国家戦略特区 今後の予定

第8回国家戦略特別区域諮問会議(平成26年9月30日)

資料2「規制改革事項の追加について」(抜粋)

- 現在、改訂成長戦略に記載した事項に加え、各特区の区域会議からの要望や募集した全国提案から、臨時国会に提出する改正国家戦略特区法案に盛り込むもの(法律事項)を中心に、特区ワーキンググループや政務レベルでの協議により、規制改革事項の追加を議論中。
- 主な事項は、以下のとおり。(今後とも更なる追加があり得る。)

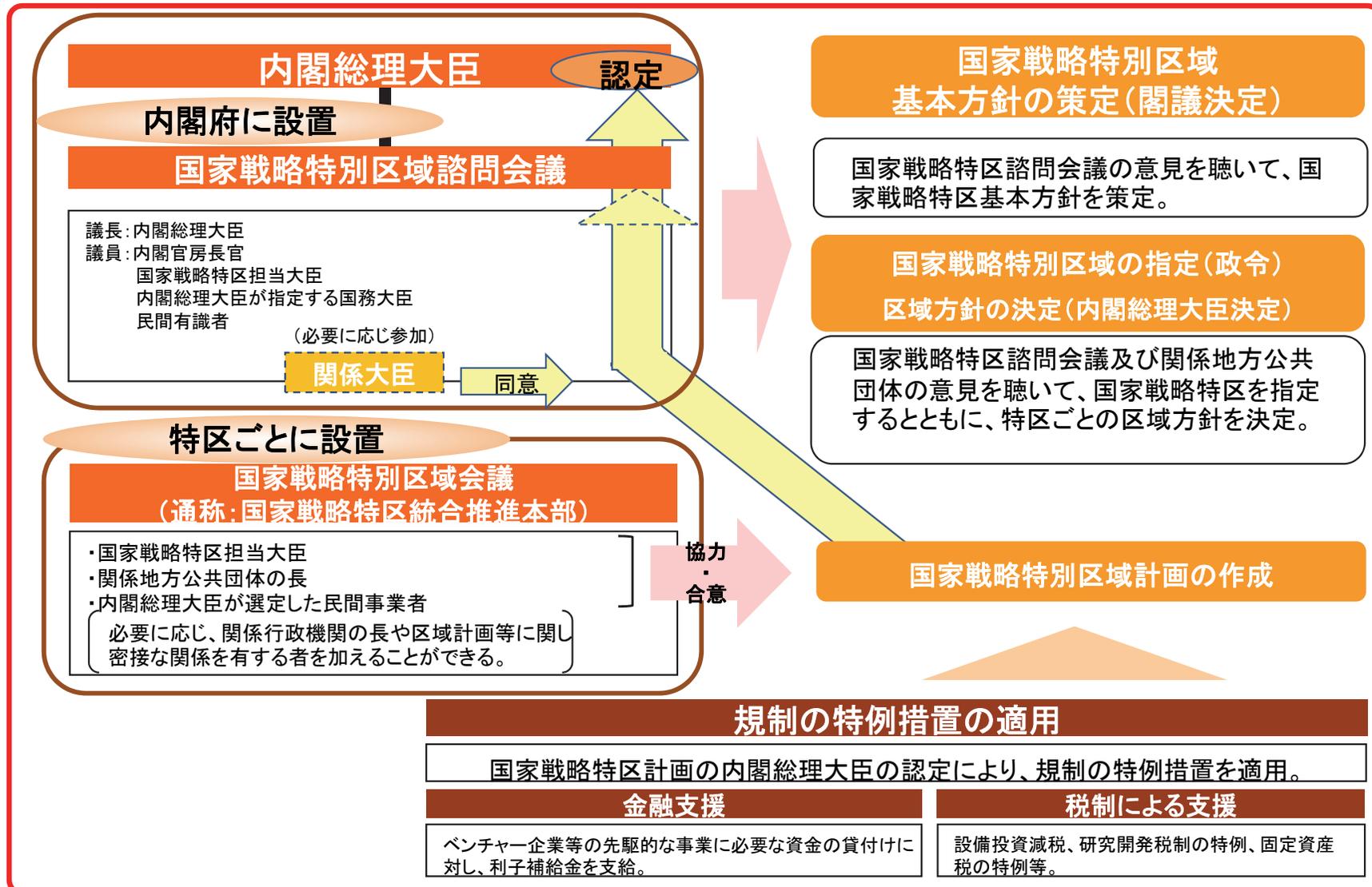
## 1. 議論が概ねまとまりつつあるもの

- ・ 外国人家事支援人材の受入れ促進
- ・ 創業人材など、多様な外国人の受入れ促進
- ・ 公立学校運営の民間開放(民間委託方式による学校の公設民営)
- ・ 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置
- ・ 公証人の公証役場外のワンストップセンターにおける定款認証
- ・ NPO法人の設立手続の迅速化(縦覧期間の短縮)
- ・ 医療法人の理事長要件の緩和
- ・ 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
- ・ 旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの明確化
- ・ インターネットによる酒類販売の要件緩和 など

## 2. 議論が続いているもの(略)

# 国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



## 構造改革特区との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

## 施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
  - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
  - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等